

# 優良建設工事施工者表彰の改正点について

高知県土木部建設検査課

県は、平成16年度から県の発注工事の中で、特に優秀な成績を収めた工事を「高知県優良工事施工者表彰」として表彰していますが、本年6月6日に実施要領を改正しましたのでお知らせします。

今回の改正は、一昨年の談合問題を受けまして、新たに「表彰効力の失効」に関する項目を設けたものです。概要は下記のとおりになっていますが、詳しくは県の建設検査課のホームページをご覧ください。

なお、本年度の「高知県優良建設工事施工者表彰」につきましては、7月下旬に応募のお知らせ、8月中旬頃から土木事務所等の発注機関で応募の受付を開始する予定となっていますので、よろしくお願いいたします。

記

## 【表彰効力が失効する場合】

### 1. 受賞工事又は受賞した企業が次のいずれかに該当することとなった場合

- ① 受賞工事の工事成績評定点が修正により80点未満となった場合。
- ② 表彰を受賞した企業が、同一年度内に別の工事で指名停止を受ける等、実施要領に規定する応募の要件を満たさないことが判明した場合。
- ③ 受賞工事において、粗雑が発覚し処分を受けた場合。
- ④ 受賞工事において、当該工事が原因での事故が発覚し処分を受けた場合。  
注) 処分とは建設業法の監督処分、指名停止、指名回避をいう。
- ⑤ その他表彰の効力を失うに十分な理由がある場合

企業、現場代理人、主任技術者(監理技術者)の表彰が失効

### 2. 過去に表彰を受賞した企業が不正行為等を行った場合

企業による不正行為等が実施要領改正日以降に起こり、指名停止処分(4ヵ月以上)を受けた場合、下の①か②のいずれか長い期間の受賞工事が失効

- ① 不正行為等が認定された年度から処分を受けた前年度までの受賞工事
- ② 不正行為等による処分を受けた前年度から過去7年間の受賞工事

注) 不正行為等とは、過失による粗雑工事、工事が原因での事故、贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害、談合、高知県暴力団排除条例違反、その他表彰の効力を失うに十分な理由があるもの

企業は失効、現場代理人、主任技術者(監理技術者)の表彰は、関与がなければ表彰は有効

#### ①のケース

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
企業A		受賞	受賞	受賞	受賞	受賞		受賞	受賞	受賞	受賞			
				不正行為等								処分		
	有効	有効		失効	失効	失効		失効	失効	失効	失効			

#### ②のケース

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
企業B	受賞	受賞	受賞	受賞	受賞	受賞		受賞	受賞					
	有効	有効	有効	失効	失効	失効		失効	失効	不正行為等	処分			

7年間

実施要領改正日  
H25.6.6

上記の事案が発覚した場合、建設検査課から表彰効力の失効の通知を行います。その際、該当年度の表彰状の返却も協力をお願いします。

#### 問い合わせ先

高知県土木部建設検査課  
電話: 088-823-9825  
FAX: 088-823-9263  
E-mail: 170601@ken.pref.kochi.lg.jp